

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年10月12日(2006.10.12)

【公開番号】特開2005-79771(P2005-79771A)

【公開日】平成17年3月24日(2005.3.24)

【年通号数】公開・登録公報2005-012

【出願番号】特願2003-306195(P2003-306195)

【国際特許分類】

H 0 4 N 1/387 (2006.01)

B 4 1 C 1/00 (2006.01)

B 4 1 J 2/52 (2006.01)

【F I】

H 0 4 N 1/387 1 0 1

B 4 1 C 1/00

B 4 1 J 3/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成18年8月29日(2006.8.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

印刷製版用原稿の画像を表示する表示手段と、前記表示された印刷製版用原稿の画像を編集するための編集手段とを備え、前記編集手段により編集された前記印刷製版用原稿に基づくデジタル画像データを送信する画像編集端末と、

前記送信されたデジタル画像データを受けて、当該デジタル画像データに基づく画像である前記印刷製版用原稿を出力する画像出力装置と、を含み構成される画像出力システムであって、

前記画像出力システムは、

前記印刷製版用原稿を光電的に読み取りデジタル画像データに変換するスキャナー手段と、

前記スキャナー手段で修正指示が書き込まれた前記印刷製版用原稿を読み取る際に、46.4 dpiから325.1 dpiまでの範囲内でのみ読み取解像度の指定を行うことができる読み取解像度指定画面を有する読み取解像度指定手段と、

前記変換されたデジタル画像データを保存する保存手段と、

前記保存されたデジタル画像データに基づく画像である前記印刷製版用原稿を当該印刷製版用原稿に書き込まれた修正指示に従って編集するべく、前記保存されたデジタル画像データをネットワークを介して前記画像編集端末へ送信する送信手段と、

を備えることを特徴とする画像出力システム。

【請求項2】

前記保存されたデジタル画像データを46.4 dpiから325.1 dpiまでの範囲内でのみ解像度変更の指定を行うことができる変更解像度指定画面を有する解像度変更手段を備えることを特徴とする、請求項1に記載の画像出力システム。

【請求項3】

請求項1に記載の画像編集端末に、前記読み取解像度指定画面を表示させるプログラム。

【請求項4】

印刷製版用原稿の画像を表示する表示手段と、前記表示された印刷製版用原稿の画像を編集するための編集手段とを備え、前記編集手段により編集された前記印刷製版用原稿に基づくデジタル画像データを送信する画像編集端末と、

前記送信されたデジタル画像データを受けて、当該デジタル画像データに基づく画像である前記印刷製版用原稿を出力する画像出力装置と、を含み構成される画像出力システムであって、

前記画像出力システムは、

前記印刷製版用原稿を光電的に読み取りデジタル画像データに変換するスキャナー手段と、

前記変換されたデジタル画像データを保存する保存手段と、

前記保存されたデジタル画像データの解像度を変更する解像度変更手段と、

前記保存されたデジタル画像データに基づく画像である前記印刷製版用原稿を当該印刷製版用原稿に書き込まれた修正指示に従って編集するべく、前記保存されたデジタル画像データをネットワークを介して前記画像編集端末へ送信する送信手段とを備え、

前記解像度変更手段は、

前記保存されたデジタル画像データを 46.4 dpi から 325.1 dpi までの範囲内でのみ解像度変更の指定を行うことができる変更解像度指定画面を有し、前記変更解像度指定画面で指定された解像度へデジタル画像データを変更することを特徴とする画像出力システム。

#### 【請求項 5】

請求項 4 に記載の画像編集端末に、前記変更解像度指定画面を表示させるプログラム。

#### 【請求項 6】

印刷製版用原稿の画像を表示する表示手段と、前記表示された印刷製版用原稿の画像を編集するための編集手段とを備え、前記編集手段により編集された前記印刷製版用原稿に基づくデジタル画像データを送信する制御装置と、

前記送信されたデジタル画像データを受けて、当該デジタル画像データに基づく画像である前記印刷製版用原稿を出力する画像出力装置と、を含み構成される画像出力システムであって、

前記画像出力システムは、

前記印刷製版用原稿を光電的に読み取りデジタル画像データに変換するスキャナー手段と、

前記変換されたデジタル画像データを保存する保存手段と、

前記保存されたデジタル画像データの解像度を変更する解像度変更手段と、

前記保存されたデジタル画像データに基づく画像である前記印刷製版用原稿を当該印刷製版用原稿に書き込まれた修正指示に従って編集するべく、前記保存されたデジタル画像データをネットワークを介して前記制御装置へ送信する送信手段とを備え、

前記解像度変更手段は、

送信先の表示手段の表示画面上における解像度を取得する取得手段を有し、

前記取得手段が取得した前記送信先の表示手段の表示画面上における解像度に応じて、前記保存されたデジタル画像データの解像度の変更を行うことを特徴とする画像出力システム。

#### 【請求項 7】

前記解像度変更手段におけるデジタル画像データの変更は、46.4 dpi から 325.1 dpi の範囲内でのみ行われることを特徴とする、請求項 6 に記載の画像出力システム。

#### 【請求項 8】

印刷製版用原稿の画像を表示する表示手段と、前記表示された印刷製版用原稿の画像を編集するための編集手段とを備える画像編集端末から、前記編集手段により編集された前記印刷製版用原稿に基づくデジタル画像データの送信を受けて、当該デジタル画像データに基づく画像である前記印刷製版用原稿を出力する画像出力装置であって、

前記印刷製版用原稿を光電的に読み取りデジタル画像データに変換するスキャナー手段と、

前記スキャナー手段で修正指示が書き込まれた前記印刷製版用原稿を読み取る際に、46.4 dpiから325.1 dpiまでの範囲内でのみ読み取解像度の指定を行うことができる読み取解像度指定画面を有する読み取解像度指定手段と、

前記変換されたデジタル画像データを保存する保存手段と、

前記保存されたデジタル画像データに基づく画像である前記印刷製版用原稿を当該印刷製版用原稿に書き込まれた修正指示に従って編集するべく、前記保存されたデジタル画像データをネットワークを介して前記画像編集端末へ送信する送信手段と、

を備えることを特徴とする画像出力装置。

#### 【請求項 9】

前記保存されたデジタル画像データを46.4 dpiから325.1 dpiまでの範囲内でのみ解像度変更の指定を行うことができる変更解像度指定画面を有する解像度変更手段を備えることを特徴とする、請求項6に記載の画像出力装置。

#### 【請求項 10】

印刷製版用原稿の画像を表示する表示手段と、前記表示された印刷製版用原稿の画像を編集するための編集手段とを備える画像編集端末から、前記編集手段により編集された前記印刷製版用原稿に基づくデジタル画像データの送信を受けて、当該デジタル画像データに基づく画像である前記印刷製版用原稿を出力する画像出力装置であって、

前記印刷製版用原稿を光電的に読み取りデジタル画像データに変換するスキャナー手段と、

前記変換されたデジタル画像データを保存する保存手段と、

前記保存されたデジタル画像データの解像度を変更する解像度変更手段と、

前記保存されたデジタル画像データに基づく画像である前記印刷製版用原稿を当該印刷製版用原稿に書き込まれた修正指示に従って編集するべく、前記保存されたデジタル画像データをネットワークを介して前記画像編集端末へ送信する送信手段とを備え、

前記解像度変更手段は、

前記保存されたデジタル画像データを46.4 dpiから325.1 dpiまでの範囲内でのみ解像度変更の指定を行うことができる変更解像度指定画面を有し、前記変更解像度指定画面で指定された解像度へデジタル画像データを変更することを特徴とする画像出力装置。

#### 【請求項 11】

印刷製版用原稿の画像を表示する表示手段と、前記表示された印刷製版用原稿の画像を編集するための編集手段とを備える画像編集端末から、前記編集手段により編集された前記印刷製版用原稿に基づくデジタル画像データの送信を受けて、当該デジタル画像データに基づく画像である前記印刷製版用原稿を出力する画像出力装置であって、

前記印刷製版用原稿を光電的に読み取りデジタル画像データに変換するスキャナー手段と、

前記変換されたデジタル画像データを保存する保存手段と、

前記保存されたデジタル画像データの解像度を変更する解像度変更手段と、

前記保存されたデジタル画像データに基づく画像である前記印刷製版用原稿を当該印刷製版用原稿に書き込まれた修正指示に従って編集するべく、前記保存されたデジタル画像データをネットワークを介して前記制御装置へ送信する送信手段とを備え、

前記解像度変更手段は、

送信先の表示手段の表示画面上における解像度を取得する取得手段を有し、

前記取得手段が取得した前記送信先の表示手段の表示画面上における解像度に応じて、前記保存されたデジタル画像データの解像度の変更を行うことを特徴とする画像出力装置。

#### 【請求項 12】

前記解像度変更手段におけるデジタル画像データの変更は、46.4 dpiから325

. 1 d p i の範囲内でのみ行われることを特徴とする、請求項 1 に記載の画像出力装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】画像出力システム、画像出力装置及びプログラム

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 1】

本発明は、印刷製版用原稿に基づくデジタル画像データを送信する画像編集端末と、これを受け、当該デジタル画像データに基づく画像である前記印刷製版用原稿を出力する画像出力装置との間ににおいて、前記画像出力装置により修正指示の書き込まれた印刷製版用原稿を読み取り、その画像データを送信して、これを受けた前記画像編集端末において、当該画像データに基づく画像として前記修正指示の書き込まれた印刷製版用原稿を表示し、当該印刷製版用原稿を当該印刷製版用原稿に書き込まれた修正指示に従って修正する編集作業を行う画像出力システム、画像出力装置及びプログラムに関する。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 8】

本発明は、上記事情を鑑みて成されたものであり、その目的とするところは、印刷製版用原稿に基づくデジタル画像データを送信する画像編集端末と、これを受け、当該デジタル画像データに基づく画像である前記印刷製版用原稿を出力する画像出力装置との間ににおいて、前記画像出力装置により修正指示の書き込まれた印刷製版用原稿を読み取り、その画像データを送信して、これを受けた前記画像編集端末において、当該画像データに基づく画像である前記修正指示の書き込まれた印刷製版用原稿を表示することで、作業者がその修正指示の書き込まれた印刷製版用原稿を紙出力することなく、これを修正する編集作業を行うことを可能にすると共に、当該印刷製版用原稿の画像データの送信に際して、表示画面上での視認性を鑑みた必要最小限の解像度にてこれを行うことで、転送量を低減してネットワークコストを抑えることを可能にする画像出力システム、画像出力装置及びプログラムを提供することにある。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 9】

上記課題を解決するために、請求項 1 記載の発明は、印刷製版用原稿の画像を表示する表示手段と、前記表示された印刷製版用原稿の画像を編集するための編集手段とを備え、前記編集手段により編集された前記印刷製版用原稿に基づくデジタル画像データを送信する画像編集端末と、前記送信されたデジタル画像データを受けて、当該デジタル画像データに基づく画像である前記印刷製版用原稿を出力する画像出力装置と、を含み構成される画像出力システムであって、前記画像出力システムは、前記印刷製版用原稿を光電的に読

み取りデジタル画像データに変換するスキャナー手段と、前記スキャナー手段で修正指示が書き込まれた前記印刷製版用原稿を読み取る際に、46.4 dpiから325.1 dpiまでの範囲内でのみ読み取解像度の指定を行うことができる読み取解像度指定画面を有する読み取解像度指定手段と、前記変換されたデジタル画像データを保存する保存手段と、前記保存されたデジタル画像データに基づく画像である前記印刷製版用原稿を当該印刷製版用原稿に書き込まれた修正指示に従って編集するべく、前記保存されたデジタル画像データをネットワークを介して前記画像編集端末へ送信する送信手段とを備えたことを特徴とする。

#### 【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

上記課題を解決するために、請求項8記載の発明は、印刷製版用原稿の画像を表示する表示手段と、前記表示された印刷製版用原稿の画像を編集するための編集手段とを備える画像編集端末から、前記編集手段により編集された前記印刷製版用原稿に基づくデジタル画像データの送信を受けて、当該デジタル画像データに基づく画像である前記印刷製版用原稿を出力する画像出力装置であって、前記印刷製版用原稿を光電的に読み取りデジタル画像データに変換するスキャナー手段と、前記スキャナー手段で修正指示が書き込まれた前記印刷製版用原稿を読み取る際に、46.4 dpiから325.1 dpiまでの範囲内でのみ読み取解像度の指定を行うことができる読み取解像度指定画面を有する読み取解像度指定手段と、前記変換されたデジタル画像データを保存する保存手段と、前記保存されたデジタル画像データに基づく画像である前記印刷製版用原稿を当該印刷製版用原稿に書き込まれた修正指示に従って編集するべく、前記保存されたデジタル画像データをネットワークを介して前記画像編集端末へ送信する送信手段と、を備えたことを特徴とする。

#### 【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

本発明に係る画像出力システム、画像出力装置及びプログラムによれば、画像出力装置により修正指示の書き込まれた印刷製版用原稿を読み取り、その画像データを送信して、これを受けた画像編集端末において、当該画像データに基づく画像である前記修正指示の書き込まれた印刷製版用原稿を表示することができるので、作業者は、その修正指示の書き込まれた印刷製版用原稿を紙出力することなく、これを修正する編集作業を行うことができると共に、当該印刷製版用原稿の画像データの送信に際して、表示画面上での視認性を鑑みた必要最小限の解像度にてこれを行うことができるので、転送量を低減してネットワークコストを抑えることができる。

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

また、本発明に係る画像出力システム、画像出力装置及びプログラムによれば、画像出力装置を印刷発注主やデザイン製作社の所在地に設置して、画像編集端末を印刷会社に設置することで、従来、郵送により行われていた印刷製版用原稿のやりとりをネットワークを介して行うことができるので、当該印刷製版用原稿のやりとりに掛かるコストや時間を低減することができる。

【手続補正16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0030】

以下、本発明に係る画像出力システム、画像出力装置及びプログラムについて、図面を参照しながら詳細に説明する。

【手続補正17】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0057

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0057】

以上に説明したように、本実施形態における画像出力システム、画像出力装置及びプログラムによれば、カラー レーザープリンタ3の通信手段3eにより「赤入れ」画像をネットワークNを介して送信して、これを受けたクライアント端末1のモニタ表示手段1bにおいて、その「赤入れ」画像を表示することができるので、作業者は紙出力を伴うことなく、これを修正する編集作業を行うことができると共に、カラー レーザープリンタ3の解像度変更手段3dにより当該「赤入れ」画像の送信に際して、クライアント端末1のモニタ表示手段1bの表示画面上での視認性を鑑みた必要最小限の解像度にてこれを行うことができるので、転送量を低減して、最小限のネットワークコストに抑えることができる。

【手続補正18】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0058

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0058】

また、本実施形態における画像出力システム、画像出力装置及びプログラムによれば、カラー レーザープリンタ3を印刷発注主やデザイン製作社の所在地に設置して、クライアント端末1を印刷会社に設置することで、従来、郵送により行われていた「赤入れ」原稿のやりとりをネットワークを介して行うことができるので、当該「赤入れ」原稿のやりとりに掛かるコストや時間を低減させることができる。

【手続補正19】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0059

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0059】

尚、以上に説明した本実施形態における画像出力システム、画像出力装置及びプログラムは、本発明の好適な一実施形態を例示したものであり、その他の実施形態を除外するものではない。